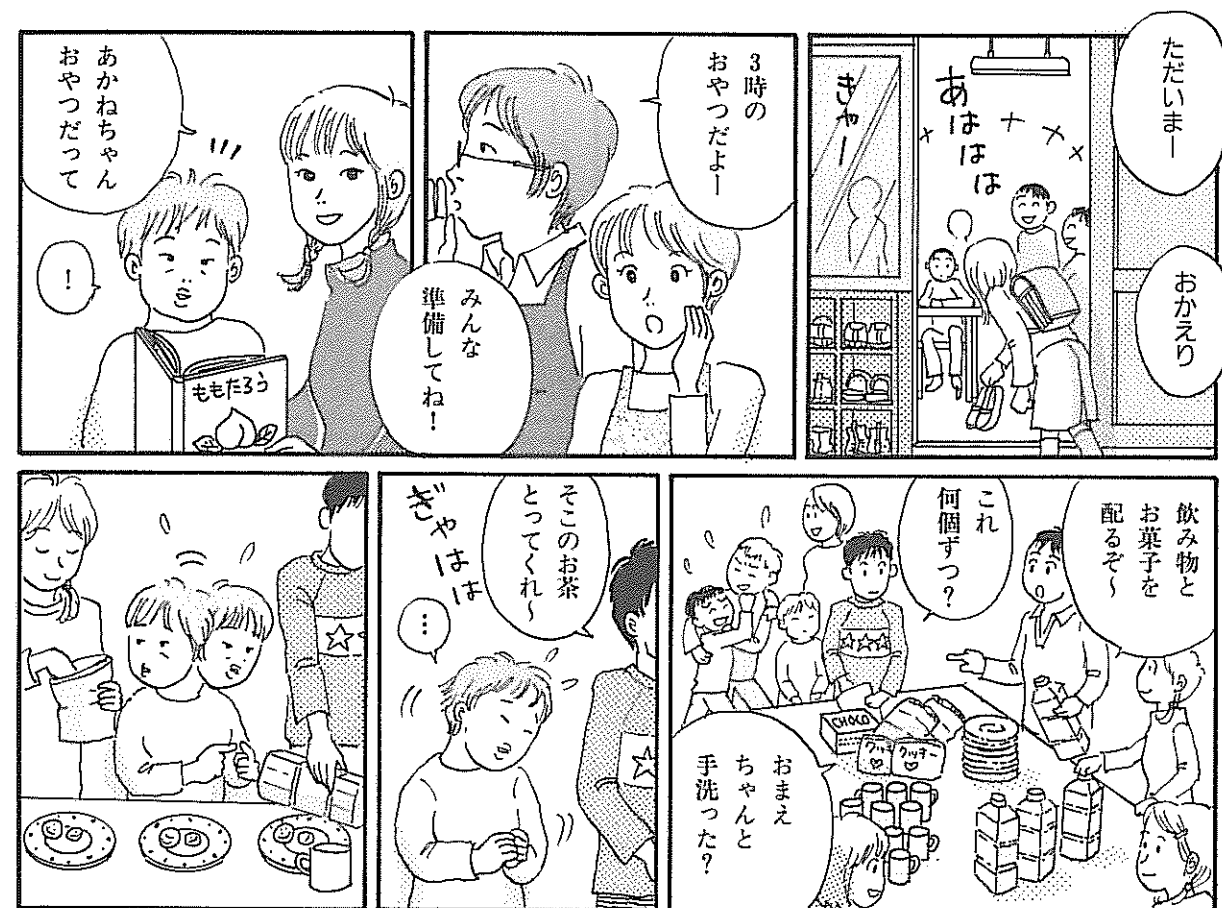
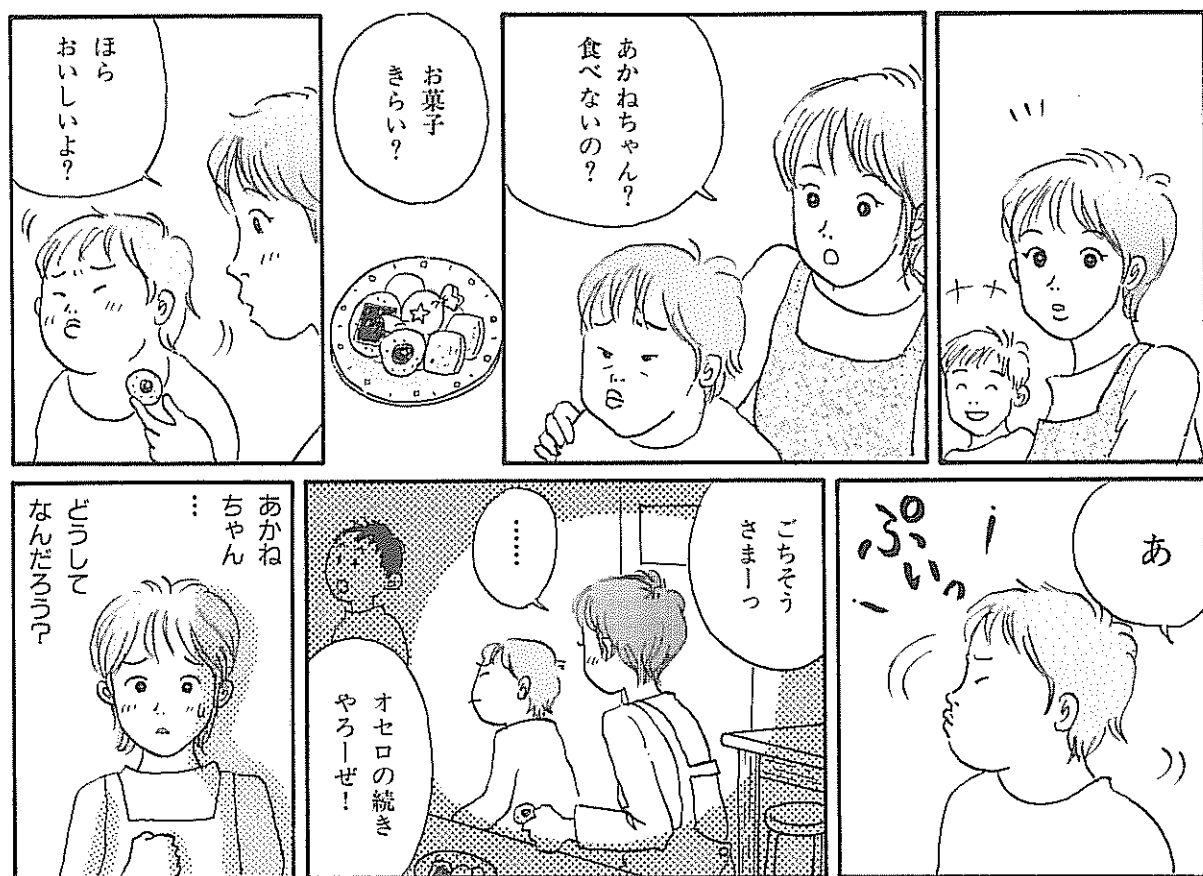




解説

障害のある子どもと児童保育

児童保育は、共働き家庭や母子父子家庭の小学生の子どもたちの放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設です。厚生労働省は「放課後児童クラブ」と呼んでいます。一九九八年に制度化されました。現在約一万五千三百カ所あります。運営の形態は公立、民営、公設民営など。建物もプレハブ、アパート、ログハウス。指導員の身分も公務員、正規雇用、常勤パートなどさまざまです。

厚生労働省による初めての全国調査（二〇〇五）では、児童保育には九千人を超える障害のある子どもたちが生活していることがわかりました。このうちの多くは、軽度の知的障害や自閉性障害のある子どもたちです。時には、歩くことができない重度の脳性マヒの子どもや重度の自閉性障害のある子どももいます。

学校教育では、障害児学級や養護学校で特別な支援を受けている子どもたちも、住んでいる地域で障害のない子どもたちといっしょに過ごす場としては、現在のところ児童保育しかありません。児童保育は、とても意味のある社会資源です。しかし指導員体制をはじめとする条件が不十分であり、大切な役割を十分に発揮できていない実態があります。

この間、父母のねがいもあって全政党が賛成して成立した「発達障害者支援法」では、児童保育における取り組みも規定されています。加えて、支援費制度の発足で、児童デイとの併用利用や、送り迎えなども含めたサービスの利用も行われるようになりました。また、児童保育そのものの障害児の加算も二人から一人でもつくようになりつつあります。

少しずつ条件整備も行われる中で障害のある子どもたちを児童の一員として位置づけた実践は、①指導員と障害のある子どもとの関係のみならず、②指導員と障害のある子どもとの父母、③指導員と障害のある子どもとの学校の担任教師との共同、あるいは④障害のある子どもとともに児童で生活する兄弟姉妹や他の障害のない子どもたちとの関係づくりであったり、⑤父母たちとの相互理解の取り組みとして広がっています。

自分たちの実践の発表を通して、学びながらお互いの成長を確認し合う。そんな共同の学習の場の保障が求められています。（木全和巳）

